

■ 総則

- 第1条** 中部日本吹奏楽コンクール富山県大会は、富山県学校吹奏楽連盟に加盟する団体（1団体1部門）が参加して実施する。
- 第2条** 実施会場・日時は、富山県学校吹奏楽連盟常任理事会でこれを決める。
- 第3条** 理事会は、その年の中部日本吹奏楽コンクール富山県大会の必要事項を5月末までに決定する。

■ 実施部門および参加人員

- 第4条** 実施部門は次のとおりとし、参加団体は該当する部門に参加するものとする。
- (1) 中学生部門小編成
 - (2) 中学生部門大編成
 - (3) 高等学校部門小編成
 - (4) 高等学校部門大編成
- 第5条** 各部門の参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者はこの人数に含まれない。
- (1) 中学生部門小編成 30名以内
 - (2) 中学生部門大編成 50名以内
 - (3) 高等学校部門小編成 30名以内
 - (4) 高等学校部門大編成 55名以内

■ 資格

第6条

- 1 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。
 - (1) 中学生部門（中学生部門小編成、中学生部門大編成）
構成メンバーは同一中学校、地域バンド等、合同バンドに在籍している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体の小学生の参加は認める。）参加形態は第6条1項(1)補足のとおりにする。
 - (2) 高等学校部門（高等学校部門小編成、高等学校部門大編成）
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）。高等学校の統廃合に関わる場合は、第6条1項(2)補足のとおりにする。
- 2 その他、第6条1項(1)補足②③に該当しない団体の参加については、富山県学校吹奏楽連盟でこれを検討し、参加の可否を決定する。

第7条 課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第8条 指揮者（その団体の常任指揮者とする）は課題曲、自由曲とも同一人が指揮をする。指揮者は同一部門の二団体以上を指揮することはできない。

第9条 参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

■ 課題曲・自由曲および演奏時間

第10条 課題曲はスコアに指定された編成を尊重する。自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・エレキベース・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。自由曲での歌声については、スキャット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。

第11条 出場団体は必ず課題曲、自由曲の順に演奏し、審査を受けるものとする。演奏は課題曲、自由曲合わせて12分以内とする。

第12条 演奏時間が超過した場合は失格とする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。著作権について申請に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。（第13条補足参照）

第14条 出演順は団体代表者により抽選で決める。

第15条 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。

第16条 表彰は各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

■ 県代表

第17条 中部日本吹奏楽コンクール本大会に本県より推薦する団体数は、中部日本吹奏楽連盟が定めるところによる。

■ その他

第18条 その他コンクール開催上の細目については実行委員会が定める。

第19条 この規定は本連盟の理事会の議決により改定することができる。

中部日本吹奏楽コンクール富山県大会審査規定

富山県学校吹奏楽連盟

第1条 この規定は中部日本吹奏楽コンクール富山県大会実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は課題曲100点、自由曲100点とし、合計200点満点で評価する。

第3条 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の3段階のグループ分けを行う。

第5条 第4条による結果は審査員の了承を得る。

第6条 審査講評は出演団体に渡す。

第7条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

中部日本吹奏楽コンクール富山県大会実施規定の補足

富山県学校吹奏楽連盟

1 第6条1項(1)補足

第6条1項(1)に定める部門の参加形態は以下の通りとする。

- ① 単独校（従来どおりの参加形態）
- ② 地域バンド等

任意の個人または団体が組織し、小学生・中学生で構成された団体。

- ③ 合同バンド

小学校や中学校が、学校長の承認のもと複数チームにより編成する合同の団体。

注1 小学生と中学生が合同で参加する場合は、中学生部門に参加すること。

注2 富山県吹奏楽コンクールに①～③で参加した団体が、中部日本吹奏楽コンクール富山県大会に富山県吹奏楽コンクールで参加した①～③と違う参加形態で参加することを認める。

2 第6条1項(2)補足

高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。

3 第13条補足

作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。使用する自由曲の楽譜がレンタル譜・ライセンス譜、未出版、販売譜のいずれかを確認し、レンタル譜・ライセンス譜、未出版の場合は、演奏許諾書を大会参加申込時に提出しなければならない。

平成 4 年 6 月 1 0 日 実施

平成 6 年 5 月 1 1 日 改定

平成 1 0 年 4 月 1 8 日 改定

平成 1 8 年 5 月 2 0 日 改定

平成 2 1 年 5 月 2 3 日 改定

平成 2 2 年 6 月 3 日 改定

平成 2 5 年 5 月 3 0 日 改定

平成 2 7 年 5 月 1 4 日 改定

平成 2 9 年 5 月 1 1 日 改定

令和 6 年 3 月 2 6 日 改定

令和 7 年 4 月 2 0 日 改定